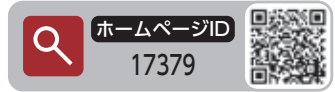


ふるさと納税通信

問 経営企画課ふるさと応援係 ☎95-9866



2014年より、ふるさと納税パートナー企業として活躍する九重味淋(株)に、ふるさと納税を契機に変わったことや自社での取り組みなどを、ふるさと納税を担当する足立さんにインタビューしました。



Q ふるさと納税での変化は

A 自社通販では個人のお客様へのPRが不十分と感じていました。ふるさと納税は、個人のお客様が多く自社を知っていただくきっかけのひとつとなり、まさに販路拡大の効果を発揮しています。実際に、ふるさと納税をきっかけに継続してご注文頂いているお客様もいらっしゃいます。

Q ふるさと納税での取り組みは

A みりんだけに限らず「豚角煮ギフトセット」「みりん屋さんのアイス」など新たな商品でラインナップの拡充を行っています。また、商品を発送する際に自社パンフレットを同封することにより、宣伝の機会としても活用しています。

Q ふるさと納税に興味があるけれどもまだ始めていない企業へ一言お願いします

A 自社でECサイトを立ち上げなくても、市が複数のふるさと納税ポータルサイトを管理しているため、気軽に始められるかと思います。また、巣籠り需要で通販同様、ふるさと納税も非常に成長している魅力的な市場です。地場産業の多い市とともに、自社の魅力を伝えるいい機会になるかと思います。

Q 最後にひとこと

A 自社が運営する石川八郎治商店及びRestaurant & Cafe K庵が3周年を迎えます。安心安全にお越しできるように新型コロナ対策は万全にしております。



新型コロナによる

国民健康保険税・介護保険料の減免

問 国保年金課国保係（国民健康保険税について）☎95-9891
高齢介護課介護保険係（介護保険料について）☎95-9889

新型コロナの影響により減免が受けられる場合があります。

- 対** ・新型コロナにより、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
・新型コロナの影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、以下の①～③全てに該当する場合
- ①事業収入などのいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上
 - ②前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区別して計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下
 - ③減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下
- ※ただし介護保険料は②を除きます。

減免の額

全部	主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
全部又は一部	主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる場合

※減免割合は令和2年中の合計所得により変わります。

対象となる保険税・保険料 4月1日～令和4年3月31日納期限のもの

申請方法 申請書に必要書類などを添えて令和4年3月31日までに各担当窓口

※必要書類は対象要件により異なるので、詳しくは問い合わせてください。